

平成23年5月

教育警察常任委員会資料

所管事項説明

- 平成23年三重県警察運営の重点目標について【資料1～3】 1頁
- 平成23年度警察費当初予算及び主要事業について【資料4～6】 4頁
- 犯罪情勢について【資料7、8】 9頁
- 街頭犯罪等及び振り込め詐欺抑止対策の推進状況について【資料9】 --- 13頁
- 交通事故の発生状況と交通事故抑止対策の推進について【資料10】 --- 14頁
- 大規模地震に備えた諸対策等の推進について【資料11】 16頁

三重県警察本部

「三重県警察政策大綱」の策定

1 策定目的

三重県警察が抱える喫緊の課題又は中長期的な視野から対処していく必要のある課題について、おおむね5年を目途に戦略的かつ効果的に推進していく必要のある施策を「三重県警察政策大綱」（以下「大綱」という。）として体系的に整理し、大綱に掲げる諸施策を着実に推進し、地域社会における絆の再構築と規範意識の向上等による治安再生を図ることにより、「県民とともに築く安全で安心な三重」を実現することを目的とする。

2 大綱の構成と特徴点

【構成】

		大項目	中項目	小項目
7つの 課題	第1 身近な犯罪に強い社会の構築	7	28	113
	第2 広域化する組織犯罪への対処	7	22	66
	第3 安全かつ快適な交通の確保	4	12	38
	第4 テロ・緊急事態等への対処	2	9	23
	第5 精強な初動警察態勢の確立	3	9	30
	第6 警察活動を支える基盤の整備	3	12	41
	第7 県民の信頼にこたえる警察の確立	3	11	25
計		29	103	336

【特徴点】

- ① おおむね5年という中長期的な視野から策定
- ② 関係各課が部門の枠を超えた横断的な施策として整理、体系化
- ③ 各課題ごとに目標を設定
- ④ 三重県特有の治安事情を踏まえた施策を網羅

3 主な施策

- ① 自主防犯活動団体への情報・物品提供等による支援の充実（課題1）
- ② 「出会い系喫茶営業」規制のための条例の改正（課題1）
- ③ 少年の立ち直り支援活動の推進（課題1）
- ④ 三重県暴力団排除条例等に基づく暴力団の排除（課題2）
- ⑤ 高齢者等に対する交通安全教育などによる交通死亡事故等の抑止（課題3）
- ⑥ 交通管制システムの充実による交通流の整序化（課題3）
- ⑦ 警備計画の継続的な見直しなどによる大規模災害等緊急事態への対処（課題4）
- ⑧ 新通信指令システムの構築・整備（課題5）
- ⑨ 客観的な証拠の収集方法の整備強化（課題5）
- ⑩ 大量退職期における優秀な人材の確保と若手警察官の早期戦力化（課題6）
- ⑪ 警察活動の拠点である警察施設の計画的な整備（課題6）
- ⑫ 社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの機運の醸成（課題7）

4 不断の検証と見直し

大綱は、現下の厳しい治安情勢を踏まえ策定したものであるが、諸施策の推進状況について、不断の検証を行うとともに、必要な見直しを図っていくこととする。

平成23年

三重県警察運営の重点目標

執務の基本方針

県民とともに築く安全で安心な地域社会
～強く・正しく・温かく～

執行の重点

- 街頭犯罪等身近な犯罪の抑止対策の推進
- 初動警察態勢の確立と重要犯罪等の徹底検挙
- 暴力団の壊滅に向けた取組と犯罪のグローバル化対策の推進
- 交通死亡事故等抑止対策の推進
- テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進
- 少年の非行防止と保護対策の推進
- 犯罪被害者等支援対策の推進と要望、相談等への的確な対応

平成23年度警察費当初予算及び主要事業について

1 当初予算の総括

(単位：千円)

項 目	H23年度当初	H22年度当初	増 減
警察費当初予算額	39,310,193	41,035,940	△1,725,747
人件費総額	31,680,681	32,495,472	△814,791
物件費総額	7,629,512	8,540,468	△910,956

- 人件費の減額は、給与改定による給与費の減及び定年退職者数の減によるもの
- 物件費の減額は、警察署庁舎整備費（鳥羽署新築工事終了）の減によるもの

2 平成23年度当初予算主要事業

犯罪対策

- 1 青色回転灯犯罪抑止パトロール事業（緊急雇用創出事業） 293,481千円
 県民の身近で発生する空き巣や部品ねらいのほか、女性・子どもに対する声掛け、つきまとい事案等が多発する時間帯や地域において、重点的なパトロールなどを行い犯罪の抑止を図ります。（78人を雇用）
- 2 捜査支援システムの整備事業 83,754千円
 県民が不安を感じる凶悪犯罪、侵入犯罪等の早期検挙を図るため、自動車のナンバーを自動的に読みとる捜査支援システムの効果的な運用を図ります。
- 3 死因究明に関する事業 125千円
 適正な検視業務を推進するため、医療機関における死後CT検査によりの確な死因究明に取り組めます。（5体分を予算化）
- 4 振り込め詐欺撲滅事業（緊急雇用創出事業） 5,994千円
 高齢者等を狙う振り込め詐欺を撲滅するため、犯行に使用された携帯電話等に警告電話をかけ使用不能にするとともに、犯行に使用された口座等を特定し、口座凍結、検挙につなげます。（3人を雇用）
- 5 暴力団排除条例広報啓発事業 3,000千円
 社会全体で暴力団排除を推進するため、本年4月に施行となった暴力団排除条例の積極的な広報を行い、暴力団排除意識の向上を図ります。
- 6 外国人住民との共生社会づくり推進事業 1,250千円
 地域住民と外国人住民が安心して快適に暮らすことができるように日本の法令やルールなどの情報発信に取り組めます。（小冊子作製）

- 7 社会全体で犯罪被害者等を支えるまちづくり推進事業** 1,331千円
 犯罪被害者等が置かれている状況を社会に理解してもらうため、県やみえ犯罪被害者総合支援センターなど関係機関・団体等と連携した広報・啓発活動を行い、社会全体で被害者等を支え被害者も加害者も出さないまちづくりの機運の醸成を図ります。（「命の大切さを学ぶ教室」9回開催予定）
- 8 交番・駐在所等の充実強化事業** 290,422千円
 地域の生活安全センターである交番・駐在所等の充実強化を図るため、地域住民が利用しやすい施設を整備するとともに、地域社会の多様なニーズに応える交番相談員を適切に配置し、効果的に運用します。（交番・駐在所4か所の整備と交番相談員58名を配置）
- 9 警察本部セキュリティ機能等強化事業** 191,038千円
 警察本部庁舎の防犯・防災設備の老朽化により、これら機器の更新をして、セキュリティ機能等の強化を図ります。

交通安全対策

- 1 「交通安全アドバイザー」による交通安全教育・啓発事業** 25,000千円
 民間委託をしている「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通安全教育・啓発活動を推進し、交通安全意識の向上を図ります。（アドバイザー8人により実施）
- 2 高齢者交通安全訪問指導事業（緊急雇用創出事業）** 340,878千円
 高齢者の交通事故抑止・犯罪被害防止を図るために、高齢者宅等を訪問し、高齢者やその家族に対する交通安全指導や反射材の貼付を行うとともに、街頭で高齢者事故防止に関する啓発活動を行います。（92人を雇用）
- 3 暮らしと環境を守る交通安全施設整備事業** 154,982千円
 少子高齢化社会が進展するなか、子どもや高齢者等の歩行者が安全・安心に通行でき、かつ、車両が安全・円滑に走行できる交通環境を実現するために、信号機の整備に取り組みます。（信号機30基を整備）
- 4 道路標示点検事業（緊急雇用創出事業）** 39,412千円
 交通安全施設の適正な維持管理を推進するため、運転者、地域住民等から塗り替え要望の強い横断歩道等の道路標示の調査・点検を実施して、安全・安心な交通環境を確保します。（16人を雇用）
- 5 道路標識点検事業（緊急雇用創出事業）** 71,743千円
 交通安全施設の適正な維持管理を推進するため、一時停止や横断歩道等の路側標識の調査・点検、簡易補修等を実施して、安全・安心な交通環境を確保します。（30人を雇用）
- 6 近畿自動車道紀勢線の開通に伴う交通安全対策推進事業** 19,204千円
 平成23年度末に一部開通する近畿自動車道紀勢線の交通の安全と円滑化を図るために、道路標識等を設置します。
- 7 交通情報総合管理システム改修事業** 68,721千円
 交通事故分析や事故マップ等の配信をしている現交通情報総合管理システムの改修をするるとともに、交通事故情報と交通規制情報とを組み合わせることで効果的な交通事故防止対策を策定するためのシステムを構築します。

青少年健全育成対策

非行少年を生まない社会づくり推進事業（緊急雇用創出事業）

4,317千円

少年の非行防止と健全育成を図るため、少年非行防止等に関する広報啓発活動や非行少年の立ち直り支援活動などを実施し、非行少年を見守る社会機運の醸成を図ります。

（2人を雇用）

防災対策

ヘリコプターテレビシステム整備事業

385,637千円

災害や山岳遭難等の事故発生時の捜索救助活動や、事件事故発生時の情報収集、交通情報の収集等に必要不可欠なヘリコプターテレビシステムの更新整備を進めます。（警察本部、県庁、中継所の整備）

交通事故の抑止対策

「安全運転」いつも三重から あなたから

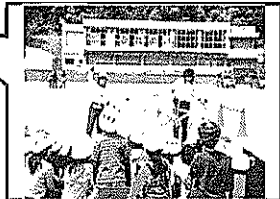
- 【平成22年中の交通死亡事故の特徴】**
- 1 高齢死者の構成率が高い
 - 2 交通弱者の構成率が高い
 - 3 飲酒運転等の悪質違反による事故が多い
 - 4 シートベルトの非着用率が高い

「事故防止対策」として

ソフト対策



- ① 高齢者交通安全訪問指導事業(緊急雇用)
 - 高齢者宅を訪問して交通安全指導等を行う
- ② 「交通安全アドバイザー」による交通安全教育啓発事業
 - 子どもを中心に交通安全アドバイザーが交通安全教育を行う



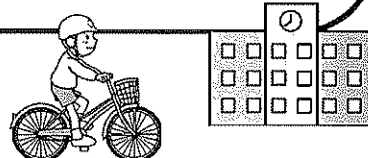
ハード対策

- ① 暮らしと環境を守る交通安全施設整備事業
 - 信号機30機の新設整備
- ② 交通情報総合管理システムの改修事業
 - 事故情報と規制情報を組み合わせた事故防止対策
- ③ 次世代支援のための安全な道路交通環境の整備事業



(平成22年度12月補正計上)

- 子どもの通学路を中心に交通安全施設を整備する



ヘリコプターテレビシステム整備事業

(デジタル機器導入による高度化更新事業)

警察本部

- 巧妙化、スピード化、広域化する犯罪に対する迅速・的確な初動活動
- 東海、東南海・南海地震、集中豪雨による水害等大規模災害発生時の被災状況の把握、被災者の救助活動

老朽化したヘリコプターテレビシステムを計画的に整備し、その機能の高度化を図ることにより、各種事件・事故災害発生時の初動対応能力の向上を図ります。

県民の
安全・安心の確保

平成22年度整備 (H23. 1. 28整備完了)

☆ ヘリテレ機上設備更新整備

航空すずか

- @ 機上設備購入
 - @ 機上設備搭載工事
- ※デジタル装置への更新整備で画質・倍率が飛躍的に向上

平成23年度整備 (事業総額 385,637千円)

☆ ヘリテレ地上設備更新整備

@ 地上設備工事



警察本部設備
自動追尾受信装置
映像伝送・制御装置等
県庁受信装置

中継所 A

- 自動追尾受信装置
 - 映像伝送装置等
- ※高画質映像の受信が可能



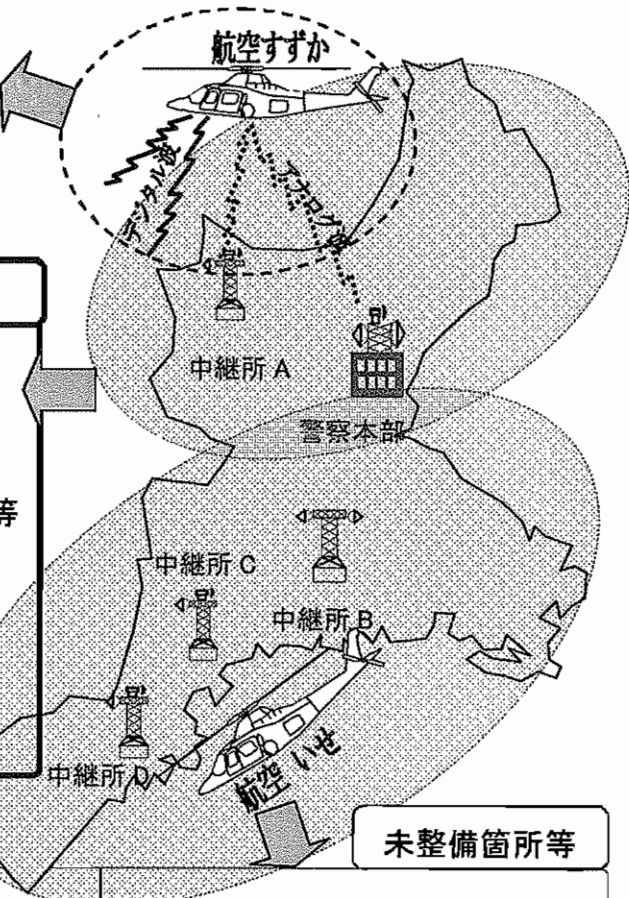
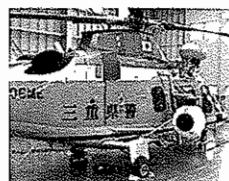
デジタル化によるメリット

- ☆ デジタルより高画質映像となる
 - @ 画質 30万画素 → 220万画素
 - @ 災害・事件事故発生時には、現場の状況把握、被災者、被救助者の発見が容易かつ確実になる。
- ☆ 高々度からの撮影が可能
 - @ カメラ倍率 48倍 → 84倍
 となることにより、撮影距離が現行の約1.9倍となる。



未整備箇所等

- ☆ ヘリテレ機上設備 (1機) 航空いせ
 - ☆ ヘリテレ地上設備 (3か所) 中継所 B・C・D
- ※デジタル化への更新整備



犯 罪 情 勢 (平成23年4月末)

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年4月	6,288	1,885	895	30.0%
平成22年4月	6,932	1,945	1,064	28.1%
増減数(率)	-644(-9.3%)	-60(-3.1%)	-169(-15.9%)	+1.9P

- 平成23年4月末現在の認知件数は6,288件、前年同期と比べ644件、率にして9.3%の減少
- 検挙件数は1,885件で、前年同期に比べ60件、率にして3.1%の減少、検挙率は30.0%で、前年に比べ1.9ポイントの増加

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年4月	28	17	15	60.7%
平成22年4月	17	11	10	64.7%
増減数(率)	+11(+64.7%)	+6(+54.5%)	+5(+50.0%)	-4.0P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦

- 平成23年4月末現在の認知件数は28件で、前年同期と比べ11件、率にして64.7%の増加
- 検挙件数は17件で、前年同期と比べ6件、率にして54.5%増加、検挙率は60.7%で前年同期に比べ4.0ポイントの減少

3 振り込め詐欺

	認知件数	被害金額
平成23年4月	18	約2,030万円
平成22年4月	15	約690万円
増減数(率)	+3(+20.0%)	+約1,340万円(+194.2%)

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 平成23年4月末現在の認知件数は18件で、前年同期に比べ3件、率にして20.0%、被害額は2,030万円で、前年同期に比べ約1,340万円、率にして194.2%の増加

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団勢力

平成22年末現在の暴力団勢力は、35団体920人

(2) 暴力団犯罪

	検挙人員		
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年4月	47	34	13
平成22年4月	47	29	18
増減数(率)	±0(-)	+5(+17.2%)	-5(-27.8%)

- 平成23年4月末現在の検挙人員は47人で、前年同期と同数
- 検挙人員のうち、刑法犯が34人(72.3%)、特別法犯が13人(27.7%)

(3) 銃器・薬物犯罪

	けん銃押収状況		薬物犯	
	押収数	うち暴力団	検挙人員	うち暴力団
平成23年4月	0	0	35	14
平成22年4月	5	0	50	15
増減数(率)	-5(-100.0%)	±0(-)	-15(-30.0%)	-1(-6.7%)

- 平成23年4月末現在の拳銃押収はなく、前年同期に比べ5丁の減少
- 平成23年4月末現在の薬物犯検挙状況は35人で、前年同期に比べ15人、率にして30.0%の減少

5 来日外国人犯罪

	検挙人員		
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年4月	47	37	10
平成22年4月	40	28	12
増減数(率)	+7(+17.5%)	+9(+32.1%)	-2(-16.7%)

- 平成23年4月末現在の検挙人員は47人で、前年同期に比べ7人、率にして17.5%の増加
- 検挙人員のうち、刑法犯が37人(78.7%)で、特別法犯が10人(21.3%)

暴力団排除条例に関する県民アンケートの実施結果について

1 調査目的等

- 調査目的：県及び市町における暴力団排除条例が、4月1日に施行されたことに伴い、暴力団に対する認識や条例の周知状況等についてアンケートを実施し、今後の暴力団排除対策に反映させるため。
- 調査対象：選挙人名簿からランダムに抽出した1,596人
- 調査期間：平成23年4月11日（月）から同月25日（月）までの15日間
- 調査方法：三重県IT広聴事業「e-モニター（電子アンケート）」により実施

2 調査項目及び結果

- 回答率：74%（1,596人中、1,187人が回答）

質問事項	回答事項	人	比率
問1 あなたは暴力団の存在に不安を感じていますか。 (1つのみ回答)	① 少し感じる ② 大いに感じる ③ 感じない ④ まったく感じない	584 465 127 11	49% 39% 10% 0.9%
問2 問1で「感じる」又は「少し感じる」と答えられた方にお尋ねします。あなたが不安を感じる理由は何ですか。 (2つまで回答)	① 銃などを使った犯罪があるから ② 被害に遭いそうなとき、警察が守ってくれないから ③ 何となく不安 ④ 怖そうな人が出入りする場所や暴力団事務所があるから ⑤ 実際に暴力団員から因縁を付けられたり、暴力団犯罪の被害を経験したから ⑥ その他	566 422 390 241 61 49	32% 24% 22% 13% 3% 2%
問3 あなたは、暴力団が資金源としているものは何だと思えますか。 (3つまで回答)	① 覚せい剤、麻薬など違法薬物の売買 ② ヤミ金融など違法事業の運営 ③ 飲食店、風俗店などから「みかじめ料」、「用心棒代」などの不当要求 ④ 野球賭博の運営など違法なギャンブル ⑤ 盗みや強盗、振り込め詐欺などのお金を獲得する犯罪 ⑥ 公共工事関連の建設業への参入 ⑦ 企業や一般人へのゆすり、たかり ⑧ 株の取引や企業を通じた経済活動への参入 ⑨ わからない	947 741 493 427 235 207 154 135 32	28% 22% 14% 12% 7% 6% 4% 4% 0.9%
問4 あなたは、暴力団にお金を出す人や会社などの存在をどう思いますか。 (1つのみ回答)	① 決して出すべきではない ② 状況によっては仕方がない場合もある ③ その人や会社の自由だと思う ④ その他	788 332 40 27	66% 28% 3% 2%
問5 あなたは、暴力団が社会に存在し続けるのはなぜだと思いますか。 (3つまで回答)	① 暴力団を利用する人や会社が存在するから ② 暴力団を利用したほうが都合がいいと考える人がいるから ③ 暴力団に加入する人がいるから ④ 暴力団をやめたくても、やめにくいから ⑤ 暴力団にあこがれたり、カッコいいと思うような社会の雰囲気があるから ⑥ 暴力団事務所用の物件を貸すような人がいるから ⑦ 暴力団は社会にとって必要悪だから ⑧ わからない	1008 644 501 306 174 122 114 44	34% 22% 17% 10% 6% 4% 3% 1%

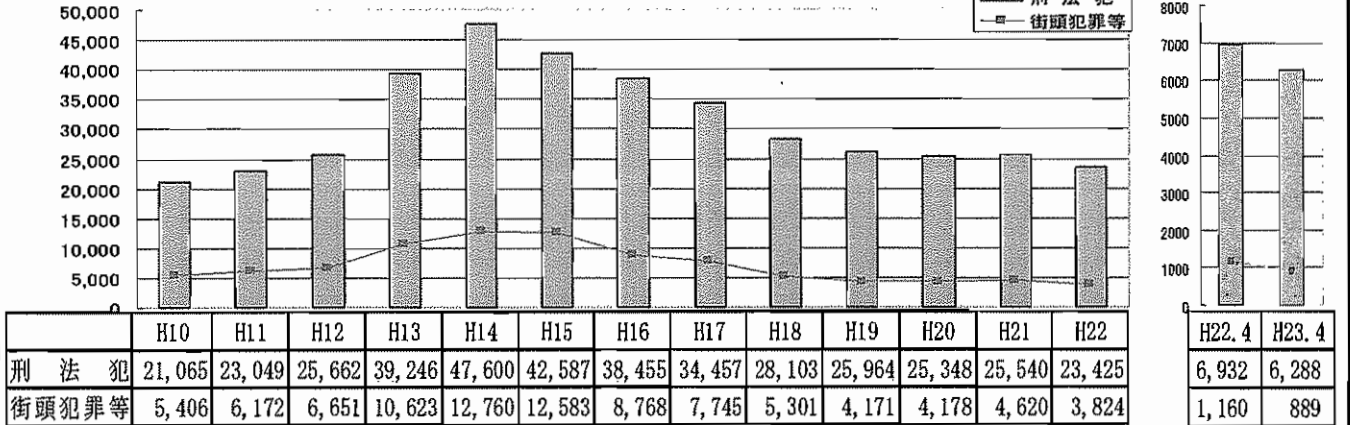
<p>問6 三重県が一体となった暴力団排除活動を推進するため、平成22年10月に「三重県暴力団排除条例」を制定し、本年4月1日から施行しておりますが、あなたは、この条例を知っていますか。 (1つのみ回答)</p>	<p>① 条例の存在も内容も知らない ② 条例の存在は知っているが内容は分からない ③ 条例の存在を知っており内容もある程度理解している</p>	<p>757 357 73</p>	<p>63% 30% 6%</p>
<p>問7 問6で「条例の存在を知っており、内容もある程度理解している」又は「条例の存在は知っているが内容は分からない」と答えた方にお尋ねします。あなたは、三重県暴力団排除条例が制定、施行されたことを何かから知りましたか。 (複数回答)</p>	<p>① 新聞、広報紙 ② テレビ ③ ポスター、リーフレット ④ インターネット(県警ホームページ等) ⑤ 会議、イベント等 ⑥ その他</p>	<p>261 117 81 46 29 21</p>	<p>47% 21% 14% 8% 5% 3%</p>
<p>問8 問6で「条例の存在を知っており、内容もある程度理解している」と答えた方にお尋ねします。あなたが知っている三重県暴力団排除条例の内容は何ですか。 (複数回答)</p>	<p>① 「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」という基本理念 ② 事業者が、暴力団員等に現金などの提供を禁止すること ③ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させないこととすること ④ 学校等の周辺に暴力団事務所を開設することを禁止すること ⑤ 事業者が、暴力団の威力を利用する見返りに現金などを提供した場合、事業者名が公表されること ⑥ 旅館やホテル等の事業者が、暴力団の利益になることを知って、施設を使用した場合、事業者名が公表されること ⑦ 不動産事業者等が、暴力団事務所に使用されることを知って取引を行った場合事業者名が公表されること ⑧ 青少年が、暴力団の被害に遭ったり、暴力団に加入することのないよう、中学校や高等学校などで教育を行うこと</p>	<p>60 40 35 24 21 16 14 8</p>	<p>27% 18% 16% 11% 9% 7% 6% 3%</p>

街頭犯罪等及び振り込め詐欺抑止対策の推進状況について

1 街頭犯罪等抑止対策

(1) 認知件数

刑法犯及び街頭犯罪等認知件数の推移



- 平成22年中の刑法犯認知件数は23,425件(前年比-2,115件)、街頭犯罪等認知件数は3,824件(前年比-796件)
- 平成23年4月末現在の刑法犯認知件数は6,288件(前年同期比-644件)、街頭犯罪等認知件数は889件(前年同期比-271件)

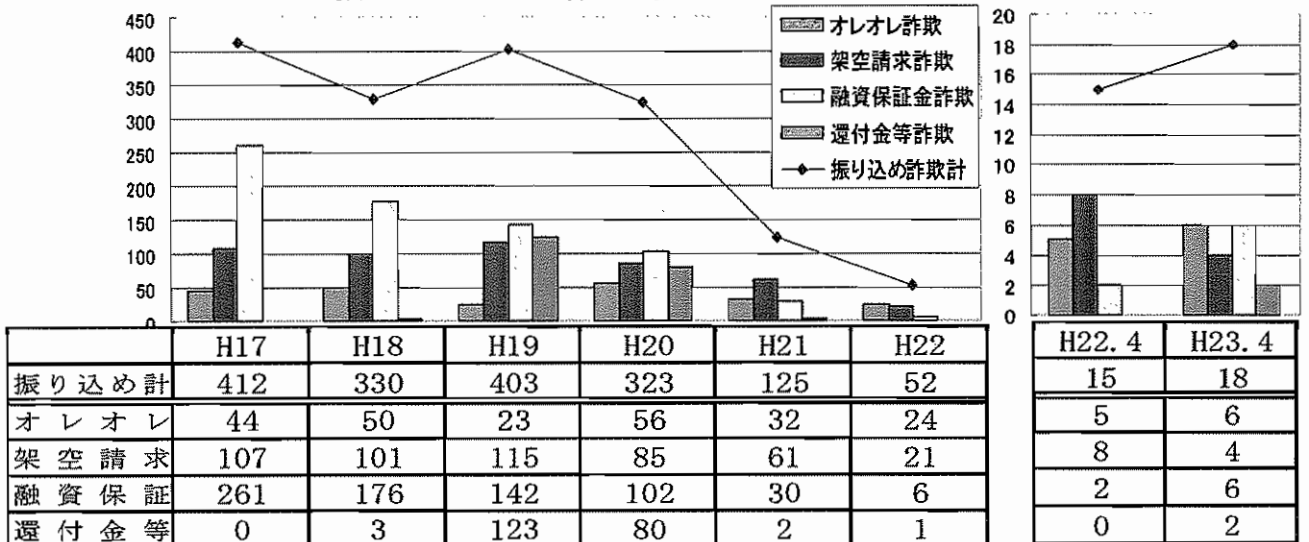
(2) 抑止対策

- 自主防犯活動団体への支援の推進
- 自転車盗など総量抑制対策の推進
- 子どもや女性を犯罪被害から守る対策の推進

2 振り込め詐欺抑止対策

(1) 認知件数

振り込め詐欺認知件数の推移



- 平成22年中の振り込め詐欺の認知件数は52件(前年比-73件)
- 平成23年4月末現在の振り込め詐欺の認知件数は18件(前年同期比+3件)

(2) 抑止対策

- 被害者層に応じた広報啓発活動の推進
- 関係事業所等とのネットワークの構築
 - ・ 振り込め詐欺金融機関即応ネットワークの運用
 - ・ タクシー事業所との振り込め詐欺防止ネットワークの運用

交通事故の発生状況と交通事故抑止対策

1 交通事故発生状況（平成22年中及び平成23年4月末概数）

平成22年中～死者数135人（前年比+23人）、人身事故件数、負傷者数は減少
 本年4月末～死者数31人（前年同期比-9人）、総発生件数、人身事故件数、負傷者数ともに減少

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H23.4末
総事故件数	65,376	62,774	61,793	60,399	63,005	20,147
人身事故件数	13,123	12,790	11,886	11,372	11,275	3,444
死亡事故	157	117	109	109	125	29
死者数	167	118	110	112	135	31
負傷者数	17,610	16,957	15,608	15,126	14,878	4,541
物損事故件数	52,253	49,984	49,907	49,027	51,730	16,703

2 交通死亡事故の特徴

(1) 交通死者に占める高齢者の割合が高い

平成22年中～高齢死者71人 構成率52.6%（全国50.4%）

本年4月末～高齢死者18人 構成率58.1%（全国49.5%）

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H23.4末
高齢死者数	70	55	56	65	71	18
構成率	41.9%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	58.1%

(2) シートベルト非着用の死者の割合が高い

平成22年中～四輪乗車中死者65人中34人 非着率52.3%（全国46.3%）

本年4月末～四輪乗車中死者11人中8人 非着率72.7%（全国50.3%）

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H23.4末
四輪乗車中死者数	71	48	37	44	65	11
非着用者数	40	24	20	31	34	8
構成率	56.3%	50.0%	54.1%	70.5%	52.3%	72.7%

(3) 飲酒運転の事故が後を絶たない ※ 構成率は原付以上の第一当事者に占める割合

平成22年中～飲酒運転死亡事故6件 構成率5.0%（全国6.6%）

本年4月末～飲酒運転死亡事故1件 構成率4.2%（全国6.3%）

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H23.4末
飲酒死亡事故件数	24	8	10	7	6	1
構成率	17.5%	7.8%	9.7%	6.9%	5.0%	4.2%

(4) 交通弱者（歩行者・自転車乗車中）の死者が多い

平成22年中 ～ 交通弱者53人 構成率39.3%（全国48.8%）

本年4月末 ～ 交通弱者17人 構成率54.8%（全国51.7%）

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H23.4末
歩行中死者数	47	44	34	39	37	13
自転車死者数	17	11	16	13	16	4
合 計	64	55	50	52	53	17
構 成 率	38.3%	46.6%	45.5%	46.4%	39.3%	54.8%

3 交通死亡事故抑止重点対策（4 S^{よんえす}対策の推進）

本県の交通死亡事故の特徴を踏まえ、

- ① シルバー
- ② シートベルト
- ③ サケ
- ④ スピード

の頭文字「S」を総称し、重点的な対策を推進

(1) 高齢者の交通事故防止対策（1 S：シルバー対策）

- 高齢者交通安全教育ステップアップ事業
各警察署ごとに協議会を設立し、地域ぐるみで交通安全教育を推進
- 交通安全アドバイザーによる交通安全教育・啓発活動事業
参加・体験・実践型の教育・啓発活動を実施
- 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」の推進

(2) シートベルト着用促進対策（2 S：シートベルト対策）

- シートベルト取締りの強化
- チャイルドシート着用モデル幼稚園等の指定
- 交通安全教育・啓発活動の推進
シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型による指導教育

(3) 飲酒運転根絶対策（3 S：サケ対策）

- 飲酒運転取締りの強化
- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくり
 - * 「ハンドルキーパー運動」の普及啓発
 - * 自動車運転代行業の利用促進

(4) 速度抑制対策（4 S：スピード対策）

- 速度違反取締りの強化
- 幹線道路の規制見直し
- 道路管理者と連携した道路交通環境の整備

大規模地震に備えた諸対策等の推進について

1 東日本大震災に伴う部隊派遣の状況

県警察では、3月11日の地震発生当日から順次、岩手、宮城及び福島の各県に職員を派遣し、救出救助、行方不明者の搜索、交通整理、検視及びパトロール活動等に当たっている。

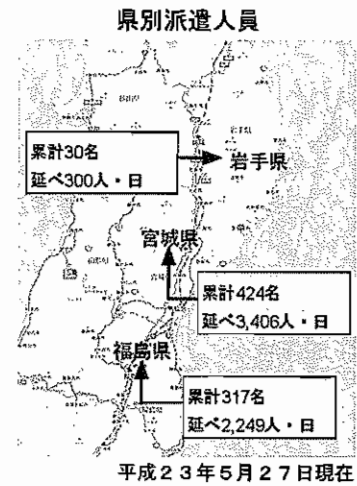
これまでに、累計771人、延べ5,955人・日の職員を派遣している。(1日当たり約76人)



行方不明者の搜索活動



検視活動



2 大規模地震に備えた諸対策の推進

(1) 防災警備計画の見直し

東日本大震災では、津波による被害が極めて甚大であったことから、南北に長い沿岸を有する本県としては津波対策を震災対策上の最重要課題と位置付け、県・市町等防災関係機関と連携し、現行の警備計画を含めた災害対策について見直すこととしている。

(2) 対処能力の向上

本震災では、沿岸部において住民の避難・誘導に当たっていた30人の警察官が殉職又は行方不明になっていることを重く受け止め、今後、住民の避難・誘導等の活動に当たる警察官一人一人が的確な判断と行動がとれるよう対処能力の向上を図る。

また、各種災害発生に備えて、迅速かつ的確に災害警備活動が実施できるよう、ヘリテレをはじめ、装備資機材の充実・整備並びに関係機関との合同訓練にも積極的に参加している。

《平成23年度の主要な訓練計画》

	訓練名称、実施予定日、場所【主催】
1	三重県警察総合防災訓練【主催：県警察】 ・本部→9月1日、警察本部で実施予定 ・警察署→防災週間、各警察署で実施予定
2	中部管区広域緊急援助隊合同訓練【主催：管区局】 ・11月中旬、福井県で実施予定
3	三重県総合防災訓練【主催：三重県】 ・実動訓練→9月4日、名張市で実施予定 ・図上訓練→年3回、県庁講堂で実施予定
4	3県協定に基づく合同訓練【主催：和歌山県警察】 ・日程調整中、和歌山県（県境付近）で実施予定



ヘリテレを活用した情報収集訓練



平成22年度 広域緊急援助隊訓練